

## 第1回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年1月25日(木) 午後4時から午後5時10分

2 開催場所 大月市民会館4階視聴覚室

3 出席委員

### 農業委員

1番 志村 喜光	2番 小林 良次	3番 山田 政文
4番 佐藤 總明	5番 蔦木 正彦	6番 天野 千明
7番 梶原 勝	8番 西村 恒男	9番 矢頭 惠造
10番 山崎 公江	11番 米山 義一	12番 小俣 民男
13番 和田 廣行	14番 佐藤 孝義	

### 農地利用最適化推進委員

1番 志村 孝正	3番 天野 宏司	4番 小宮 文男
5番 小俣 光弘	6番 古田 政義	7番 安藤 睦美
8番 須藤 時夫	9番 長田 洋	10番 佐々木 和義

4 欠席委員

### 農地利用最適化推進委員

2番 小林 常男

5 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件

議案第2号 農業委員会法第7条の規定による「農地等の利用の最適化  
の推進に関する指針」に対して意見を求める件

日程第4 報告事項 転用確認証明交付に対する報告

6 農業委員会事務局職員

主幹 竹下 仁 事務補助 平山 正幸

7 会議の概要

事務局 皆様お揃いですので、始めたいと思います。それでは、互礼を行いたい  
と思います。ご起立をお願いします。礼。ご着席ください。

それでは、ただ今より平成30年第1回農業委員会委員総会を開催致します。

会長あいさつ、志村会長お願いします。

会 長 皆様明けましておめでとうございます。委員の皆様方には輝かしい新年をお迎えのことと思います。本日は平成30年第1回大月市農業委員会総会を招集致したところ、この冬一番の厳しい寒さと前日の初雪の中での足元の悪い中ご出席を頂きまして、厚く御礼を申し上げます。

また、今回は農地利用最適化推進委員の皆様方にもご出席を頂きましての合同総会であります。各委員には本年もよろしくお願い申し上げます。

さて、私ども第23期大月市農業委員会農業委員・推進委員の最も重要な使命は、農地利用の最適化の推進であります。耕作されない遊休農地を少しでも減らし、地域の活性化を進め農業の発展を目指す主旨の元に開発の強化を図ることが課せられております。本日は、皆様のご意見をお聞きし、具体的な目標と推進方法の策定を行いたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日の案件は、農地法第4条が2件、農業委員会法第7条の規定による「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に対して意見を求める件が1件です。この会議がスムーズにいきますよう、皆様のご協力をお願い致します。私の挨拶と致します。

事務局 ありがとうございます。開会宣告、会長お願い致します。

会 長 本日は、全員の出席です。これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えております。本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき、議長を会長にお願いします。

議 長 それでは、規則に従いまして、議長を務めさせて頂きます。着席のまま議事を進めさせて頂きたいと思います。

総会を開始するにあたり、皆様をお願いを致します。会議中の発言は、全て挙手の上、指名を受けてからお願いを致します。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様には、議案第2号に限り、発言及

び採決を求めます。その他の審議については傍聴をお願い致します。

議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

### 日程第1 議事録署名委員の指名

議長 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、14番佐藤孝義委員、2番小林良次委員を指名致します。

### 日程第2 会期の決定

議長 続きまして、会期の決定です。日程第2、会期の決定を致します。

本総会の会期は一日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【異議なしの声】

異議がありませんので、本日、一日と決定致します。

### 日程第3 議事

議長 日程第3、議事に入ります。

議案第1号、農地法第4条1項の規定による許可申請の件を上程致します。

申請番号1及び2については、関連がありますので、一括上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、座って説明させていただきます。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請は3件です。

申請番号1、2についてですね、2ページの地図と3ページの写真を併せてご覧頂きたいと思っております。

申請番号1、申請地は、〇〇町〇〇字〇〇××××-×、地目は畑で現況は宅地です。面積は合計で113㎡です。

申請者は●●●●他×名。この土地は、申請者の夫の宅地となっておりましたが、相続によりその夫人と娘2名の名義に変更になっております。

申請理由は、宅地の石積、石垣ですね。3ページの写真の石垣部分が農地ということです。

申請番号2は、その隣接地になります。申請地は、〇〇町〇〇字〇〇××××-×、地目は畑で現況は宅地、面積は15㎡です。こちらの申請は

●●●●、×名になっております。

申請理由は、宅地の進入路。

申請地は、県道●●●●線から5mほど入った第2種農地で農振農用地外です。南側と東側が農地になっております。

申請理由は、宅地を売買するに当たり、宅地の石垣部分と入口が農地であったことが判明したためによる、追認による申請になります。始末書がでておりますので、始末書をちょっと読み上げさせていただきます。

始末書。この度、私議農地法第4条の規定による許可申請をお願い致しましたが、申請地は平成×年×8月に●●●●が購入致しました。

●●●●は、東京で●●●事務局に勤務しておりましたが、退職して故郷である山梨県大月市に移住し、農業を営む希望を持っておりました。幸運にも親戚である●●●●氏が〇〇町〇〇字〇〇に所有する宅地があり、またその周辺の農地2,077㎡も借地可能であったことから、平成×年×月に住宅敷地489㎡を購入し、住宅を建築しました。また、隣接する農地2,077㎡を借り受け、季節野菜の栽培等を行っておりました。

平成×年×月に●●●が死亡した後も、妻である●●●●が夫の意志を引き継ぎ農業経営を行っておりましたが、高齢により耕作もできなくなりました。

申請地は平成×年×月に相続により私ども×名が取得致しました。現況は車庫と宅地の擁壁と宅地への進入路になっております。擁壁は平成×年に構築されたもので、亡き●●●が住宅建築時の申請手続きを全て行ったことから、私どもは転用の許可を受けた宅地と思っておりました。

無知とはいえ、許可を得ず構造物を建築したことは、誠に遺憾であり、深く反省しております。二度とこのようなことは致しませんので、何卒ご寛大なるご処分により許可を賜りたくお願い申し上げます。

もう、一件ございます。

この度、私議農地法第4条の規定による許可申請をお願い致しましたが、申請地は平成×年×月に私が購入致しました。

私は、夫●●●●と共に、夫の退職後は夫の故郷である山梨県大月市に移住し、農業を営む希望を持っておりました。幸運にも夫の親戚である●●●●氏が〇〇町〇〇字〇〇に所有する宅地があり、またその周辺の農地

2, 077㎡も借地可能であったことから、平成×年×月に住宅敷地489㎡を購入し、住宅を建築しました。また、隣接する農地2, 077㎡を借り受け、季節野菜の栽培等を行っておりました。

申請地は、取得後4年程度は梅を植栽しておりましたが、平成×年頃、宅地への進入路の傾斜がきついため階段を設置し、宅地の一部として利用し始めました。現在は時折の帰郷の際に申請地一体を利用していますが、農地に構造物を設置するには農地法の許可が必要であり、今の状況は違法であることが分かりました。

無知とはいえ、許可を得ず構造物を建築したことは、誠に遺憾であり、深く反省しております。二度とこのようなことは致しませんので、何卒ご寛大なるご処分により許可を賜りたくお願い申し上げます。

この件につきまして、県と現地調査を行いました。実は宅地面積が540.06㎡、今回の申請地を加えると668.06㎡となります。農地法におきましては、農地転用できる宅地面積が500㎡までということの規定がありまして、この農地を宅地に転用すると、宅地面積が500㎡を超えてしまい、農地転用の要件を超えてしまうこととなります。その点が県との現地調査で問題にされました。しかし、空き家を移住者に売りたいという話であることもありまして、実際には宅地となっておりますが石垣で宅地としての機能はない。写真のように石垣をなくしてしまうと家が崩れて危険であることを考慮し、石垣及び急な坂である進入路を除いて実質の面積を計算し、500㎡未満と計算をし直して県に申請しようというふう

に県の現地調査でなりました。

以上、経緯を説明しましたが、ご審議の程をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。

13番、和田廣行委員お願い致します。

和田委員 15日に会長、事務局、私と現地調査を行いました。結果は事務局で発表したとおりです。当時、●●さんはご主人がいまして、裏の畑を耕作しておりました。この件につきましては、その耕作をしている時点で申請すれば、別に何の問題のなかったこととあります。今後、このようなこと

が他の地域でもあろうかと思いますが、農業委員の皆様にはご指導をよろしくお願い致します。以上です。

議長 和田委員ありがとうございました。ただ今の説明に質疑のある方は挙手を願います。

葛木委員 さっき、500㎡の縛りがありましたね。これは●●●●さんと他×名、そういう場合も500㎡の縛りがありますか。

事務局 他何名か関係なく世帯ですので、一世帯500㎡です。二世帯で暮らしていれば1000㎡になるんですけど、一つの世帯ですので500㎡です。

議長 他にご質問ございますか。

**【異議なしの声】**

それでは、質疑がないようですから採決を致します。賛成の方は挙手をお願い致します。

はい、ありがとうございました。全員賛成です。許可相当と決定致します。

議長 次に申請番号3について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、申請番号3について、説明致します。

4ページの地図と5ページの写真を併せてご覧頂きたいと思います。

申請地は、大月市〇〇町〇〇〇〇字〇〇×××-×外×筆です。地目は田で、現況も田です。面積は1,371㎡です。

申請者は、●●●。申請地は国道20号、●●●●●●●●大月●●店西側に位置する第2種農地です。農振農用地外です。隣接する農地は北側以外西側、東側、南側が農地になっております。

申請理由は太陽光発電施設の建設です。計画によりますと、太陽光パネル288枚を設置し、49.5kwを発電する計画となっております。

資金の裏付けと隣接者の同意も添付されており、県との現地調査においては、特に問題の指摘はございませんでした。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 続きまして、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。2番小林良次委員お願いします。

小林委員 15日に会長、事務局、自分が現地確認に行く予定でしたが、自分の方

に仏事があって出席できませんでした。改めて22日に現地確認を行いました。近隣の住民の方に聞いたところ、建設してもいいということを再確認致しましたので、何ら支障がないと思います。

ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして質疑のある方は挙手を願います。

質疑ございませんか。

【異議なしの声】

質疑がないようですから採決を行います。賛成の方は挙手をお願い致します。はい、ありがとうございました。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議長

続きまして、議案第2号、農業委員会法第7条の規定による「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に対し意見を求める件を上程致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

大月市農業委員会「農地等の最適化の指針」について、提案致します。

本来、指針ですので昨年7月の発足時に立てた方が望ましかったかもしれませんが、国の方としましては本年度中に指針を示し公表するものでありますので、ここで2月までに公表しろということで支持がありましたので、ここでの提案とさせていただきます。

お配りしました議案第2号の方の、ホッチキス止めの最後のページのところに今回の指針を出せという根拠というか支持のやり方が書いてあります。

そこにもありますように、農業委員会法第7条で公表することということと推進委員の意見を聞き、合議で決定することということが示されており、一番最後の裏の方のページには、その役割を表わした推進委員さんと農業委員さんの役割を表わした図がありますので、参考までに入れておきました。

ですので、通知でも先ほど会長の方からもお話があったとおり、推進委員さんの意見を聞いて、ここで合議で決めたいと思いますので、農業委員さんと推進委員さんの合同の会議とここではさして頂きたいと思います。

それでは、読み上げさせていただきたいと思います。数値については、あくまでも目標値であり、あまり低すぎてもいけませんし、現実離れた高い数字をだしてもいけませんので、この点についてご意見を出していただけたらと思います。また、今年作れということですので、他の市で公表しているものが本当に日本でも例がなくてですね、本市独自のスタイルでよいかというふうに思いますので、特に周りがどうのということは考えずにご意見をいただければと思います。

【「農地等の最適化の指針」について読み上げる】

というのが今後3年に向けてですね、皆さんで取り組んでいきたい内容ということで、これを公表といってもホームページなんですけども、それに載せるようにしたいと思っておりますが、何かご意見がありましたらお聞かせください。

議長 ありがとうございます。

この案件につきましては、農地利用最適化推進委員の皆様に参加頂き、意見を求めます。

事務局の今の説明につきまして、質疑のある方は挙手を願います。

小宮委員 2ページ目のところなんですけど、(2)の下限面積のことがうたってあるんですけど、検討して見直しを図る。これは見直して図れるんですか。いろいろ条件があると聞いておるんですけども。大月はどうやるというふうに決められるものですか。

事務局 基本的にできます。今、いろいろ凄く減らしているところもあるということも聞いてはいるんですけど、県内ではまだ20アールが最低ラインなんですけど、他の市町村では1アールとか凄く下げているところもあったりするので、これは農業委員会で見直しをするっていうのがあって、これは可能なことだと思います。

議長 いまのでよろしいですか。

小宮委員 前聞いた時には、いろいろ条件があって、農家の方の何パーセントないとだめだとか、いろいろ条件を聞いたことがあるんですよ。会長さんは昔、ご質問されていましたよね。その時難しいご回答があったので。

議長 10アールにしたらどうかと質問したんですけど、その段階ではできな

いと、県の方にも問い合わせてくれたですよ。できないということになりまして、今の話は新聞とか他の会議に一般の方に農地をどんどん使ってもらう方向であれば、今言った下限面積をなるべく緩和してという方向は、事務局の方で説明されたとおりです。

小宮委員 できることなら。是非狭めて小さくしていただければいいなと思っております。以上です。

山田委員 質問です。指針の2番目なんですけど、一番上の方で管内の農地面積(A)とその内遊休農地面積(B)、もうひとつ一番下の方で管内の耕地面積がありますよね。この関係について説明をして頂きたい。農地面積というのは市内の全体の面積、その内遊休農地がこれだけありますよ。もうひとつ管内の耕地面積っていうのは。

事務局 まず、1の管内の農地面積というのは台帳面積になりまして、これは、山林を含めた面積。

山田委員 山林は農地ではないので。

事務局 山林化した荒廃農地です。

事務局 農地台帳に載っている農地です。

山田委員 台帳上の面積。

事務局 はい。

山田委員 それでいいんです。

薦木委員 無断転用も含むってこと

事務局 はい、そうですね。宅地とか或いは非農地になるような所も含めた、これを非農地判断をするなり、違反転用をしたところを追認するなりして、面積を減らしていくのを

山田委員 じゃあ、ひとつ分かりました、耕地面積というのは全体の1,203haありますよね。その内、現状397haが実際に耕作している面積の、要するに台帳面積が農地の最大面積なんですよ。その内、耕作面積と遊休農地の面積があって、もう一つ何かないとこの1,203にならないんですよ。その内訳を教えてください。

事務局 1,203は、先ほど言いましたとおり台帳面積です。耕地面積っていうのはそれからA分類の土地とB分類の土地を除いた土地

山田委員 A分類、B分類っていうのはどういう表現で表すのか。

事務局 利用状況調査で再生可能がA分類、再生困難というのがB分類です。

山田委員 遊休農地面積との関係はどうなる。もしあったら黒板に書いてもらった方が分かりやすい。

時間もかかりますから、今でなくてもいいですよ。後でいいですから。

小俣委員 いずれにしても、注の書き方がぜんぜん違いますね。管内の農地面積はと  
なっていれば、当然この和がなっていないとおかしいんですけど、ここの  
注を変えた方がいいですね。注の表現の仕方だと、今言ったように足し算  
が成立しないから。

耕作面積ということばと耕地面積ということばが出てきます。そこが曖  
昧になっているから、分からなくなっているから、耕作面積と耕地面積が  
どういうものかということがはっきりすれば、もうちょっとははっきりする  
と思います。

事務局 そこをもうちょっと考えて、また出したいと思います。

議長 設定自体はいかがですか。

古田委員 全体的な話は分かりました。ただし、順序をしっかり決めてやらないと、  
漠然と言っている主旨も分かった。遊休農地の面積も124ha、分かっ  
た。ただし、どこの土地なのか地権者が誰なのか分からない。だから、そ  
の順序をね、じゃあ遊休農地面積が124ある。現状の中で七保の私の責  
任のところだから、私のところにどこの地番の地権者が誰ということが分  
かって、結局、しっかりとあなたの土地は貸すことができるのか、そのつ  
もりがあるのかなあ、そういうところからやっついていかないと。ただこれ漠  
然とだけ、何にもできない。そういうことを順序だつてやって、初めて次  
の担い手であり、集積の農地バンクに入れるんだと、それをする前に実際  
に、例えば古田がここをいいよ貸しますよ、いいんですよと言っても、誰  
かが調査しない限り、まあ行ってみれば整備された道もないというような  
ところを選別して行って初めて農地バンクにいれるんだらうと思います。  
その辺のところからやっついて行かないと、ただ漠然とこれ主旨はよく分か  
ります。けども、その辺がじゃあどういたにしていくかなあと非常に難し  
い問題なんです、ただなんでもなくて、●●さんおまっちの土地はいつぱ

い地権者で持っているけど、「どうだえ」なんてとことことこと行ける問題じゃあないと思う。今、●●さんの例えば遊休農地があるんだけど、この地番のところ、ここは貸しますかとかどういう意向ですかということその辺を確かめるのがまず最初だと思う。

議 長 意向調査を見せろということですね。

古田委員 そうでない限りぜんぜん前に進んでいかない。

主旨全体はいいと思う。細かい数字の少しぐらいは問題じゃない。

目標も全く分からない。

議 長 また、次の段階になるんですけど、結局そこで委員の皆さんに動いてもらうということになるんですね。

事 務 局 この遊休農地を貸すか貸さないかというのは、意向調査で集計されているので、もし、具体的に行動するかということになったら、こちらで分かりますので、こんなふうに進めるようにしたいと思います。

議 長 他に

薦木委員 管内の農地面積、台帳って言いましたね。違反の土地が大分あるんですね。それを指導して直すと、そうするとこの数字自体多すぎるんじゃない。

議 長 それも、実績ですから。分母を減らすとか、そういう意味もあると思うんですよね。

薦木委員 いずれにしても、違反のものは指導してなおさせるということですね。そういう活動を皆さんとやっていかなければ

議 長 他には

佐々木委員 去年から遊休地を多摩のご夫妻と府中のご夫妻が私の知り合いで来ていまして、耕作をすることになりました。去年1年経過しました。このような場合の遊休地の解消ということで、この1年間はその数字に当てはまるんですかねえ。去年として、それ以前は遊休地だったんですよね。近所の方が年に5・6回草を刈っていた土地だったんですけど、これ一般の方でもいいのか、ここでいう中間管理機構入って貸し出しを、調査した結果貸し出しをするには貸出相手というのは農業によって生計を立てるような人をいうわけなんですかねえ、貸出相手っていうのは、一般の方でもいいんですかね。

事務局 まず、最初の件ですけどこちらに土地を借りる場合、3条の許可申請をしないと、こちらにはちょっと反映されません。一般の方が農業したいという場合は中間管理機構の利用権設定っていうのがありまして、これは20アールという縛りがなく借りることができるので、利用権設定という方法で、そういう土地がありましたら中間管理機構を通じて貸すっていう方法があります。

事務局 ただ、中間管理機構は家庭菜園的なものには関与しないので、市を通して市の中での利用権設定っていうのができる。個々人でやり取りする場合は、農地法3条の許可が必要になりますけど、利用権の設定になれば農地法申請ではなく、産業観光課の農務担当に相談して頂いて、市と借りる方が計画を立てて、間に市が入って借りる。

佐々木委員 要するに、個々でやっている遊休地ってのは、減っていかないわけですよねえ。市に相談して、市が入ったということで、遊休地を耕作地に変えていくとそれが実績ということでもいいですね。市を通して方がいいですよね。  
手続き的なことも書類もあるわけですね。

事務局 それが、推進委員さんとか農業委員さんの実績になる。

佐々木委員 自分の実績はともかく、いずれにしても東京の人が山梨の土地を借りたいと、菜園をやりたいという時は、市を介してもらって実績を作り上げていくことが大事なことです。分かりました。

山田委員 今回の関連で実際、農務担当が間に入って貸し借りをしている例はありますか。

事務局 私の知る限りではないです。

山田委員 中間管理機構を通さないまでも、市でそれと同じことができるのであれば、市民でやるよりも安心して貸し借りができるのであれば、その具体的な様式とかあれば、この会議に提出して頂いて見せていただければ、具体的に進めやすいですよ。口だけじゃなくて、ただ実績がないようですから次回でも結構ですから、そういうものを我々にも参考の資料として頂きたい。

古田委員 今回の件だけども、とにかくそんなに管理機構の大っきなものはないと思

うんですよね。確かにちっさい、けども主旨には沿っているわけですね。独自に大月市の農業委員会で個々のそういったものも紙一枚で、あまり難しい設定をうんぬんじゃなくて、こういう古田と東京の小俣さんで貸借があるんだ。農業委員はというか事務局は承知しちゃう。そんなようなことは、できないの。管理機構っていってもことが大きい。山間地でもってできない。それで、この間の事務局で匹敵するような農地はないです。これは皆さん承知だと思います。匹敵する農地はほとんどない。だからいつているわけです。

小俣委員 指針なもので、文言でつまらぬことですが、最初の基本的な考え方の10行目ぐらい辺りに「もろもろの原因により、遊休農地の発生が懸念されている」という、現実という状況ですか。それとも懸念ではなく、実際に発生しているわけですよ。懸念されているでは、何かこれから先のことかと思えます。ちょっと気がついたものですから。

議長 はい。では、他にございますか。

数値的にはいかがですか。3年に1割ぐらい減少させるような、あまり大きくしても、これぐらいがいいかなと思います。

事務局 指針なのでやらせてくということが示せばいいかと、具体的にはちょっと出せなかったですけど。

蔦木委員 以前、なんで調べたか知らないけど、例えば山林になっていて、それを農業委員会で調べたっていうか、どういうことでしたかねえ。そういのが今後あるのか。

事務局 課税台帳上、山林になっているものを対象としたんですね。県からお達しがあって、課税台帳上山林については非農地通知の手続きをなさい。昨年、原野について農業委員会で現地調査をして頂いて、原野の通知をだしています。

蔦木委員 何年前に非農地通知とかそんな…

小宮委員 非農地通知ですよ。平成21年のことですよ。

蔦木委員 今後もそういうことはあり得る。

事務局 ありますね。そうやって減らしていかないと、担い手を探すだけでは。

議長 それは農業委員会の判断で出すの。

事務局 それは、農地非農地の判断ということで、本来利用状況調査をした中で、明らかに山林だとか、今後も農地として使う見込みがないようなものについては、農業委員会で農地非農地の判断をして、通知を出しなさいという規定にはなっているんですが、山梨県の場合は、県から今年はこのものについてやりなさいという指導があったときのみ対応しているようです。その辺のところは県とも相談して進めて行きます。

薦木委員 それは、主体は県ですか。

事務局 市が主体になるんですが、実際には県の指導で

米山委員 21年に山林を山林に登記しなおして、地目の変更をしてくれと、その時伺った時の様子だと航空写真を基準にして、山林化している所謂写真ですから、その番地に関して各人に通知してお願いしたということ聞いたんです。

事務局 その時、落ちていたものもありましたが、かなり申請もしたようですよ。相当数落ちています。一方的だったので、この前、薦木委員さんから非農地証明の依頼があったんですが、周りは全部非農地通知がその時に出ています。中の土地がぽかっと、そこだけが農地のままになっていると、そういうこともあります。それは事務局の責任だと思いますので、今後、そういうことがないように注意していきたいと思います。

議長他にこれは

事務局 大筋でよろしかったら議決いただいて、後で今いわれたことをなおして皆さんにお配りしたいと思います。

議長 事務局の方ではそういうふうにしたいということですがいかがですか。

#### 【異議なしの声】

この件につきまして、採決致します。最適化推進委員も参加してください。本案について、賛成の方は挙手を願います。

はい。ありがとうございます。賛成多数により、原案を修正するという事で可決致します。

#### 日程第4 報告事項

議長 次に日程第4、報告事項を議題と致します。事務局に報告を求めます。

事務局 それでは、6ページをご覧ください。転用確認証明の発行について、4

件ありました

番号1、〇〇町〇〇字〇〇〇××××、●●●●さんです。太陽光発電施設として、転用が証明されました。

番号2、〇〇町〇〇〇字〇〇××××-×、●●●●さん、宅地として転用がありました。

番号3、●●町●●字●●××××-×、●●●●●●●●、転用目的は駐車場として転用がされました。

最後、〇〇町〇〇字〇〇、申請者は●●●●●●●●●●。転用目的は太陽光発電施設として転用されました。

7ページ以降に写真がありますので、ご確認をお願いしたいと思います。

議長 ありがとうございます。ただ今の報告について、質疑がございますか。

【異議なしの声】

議長 他にございませんか。

ないようですから、本日の日程は全て終了致します。議事進行にご協力ありがとうございました。

それでは、職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 慎重審議長時間に渡りまして、ありがとうございました。

平成30年第1回大月市農業委員会総会を閉会と致します。ご協力ありがとうございました。